

罹災率判定票（家財）兼申立書

品名	数量	購入年	当初取得額	損害額	備考	品名	数量	購入年	当初取得額	損害額	備考
<車両>						<冷・暖房機>					
1	自動車					31	エアコン				
	(車種)					32	ストーブ・ファンヒーター				
2	バイク					33	除湿機・加湿機				
<家具>						<繊維製品>					
4	和・洋・整理タンス					34					
5	食器棚・サトボート					35	その他				
6	書棚・整理棚・下駄箱						(始め 件) (内訳別紙のとおり)				
7	食卓・机・椅子					36	和服・洋服				
8	応接セット					37	寝具				
9	ベッド・鏡台					38	じゅうたん・カーペット				
10						39	カーテン				
11						40					
12						41					
13	その他					42	その他				
	(始め 件) (内訳別紙のとおり)						(始め 件) (内訳別紙のとおり)				
<音響機器>						<事務・通信機器>					
14	テレビ					43	電話機				
15	ビデオデッキ					44	ファックス				
16	ステレオ					45					
17						46	その他				
18							(始め 件) (内訳別紙のとおり)				
19	その他					<上記以外>					
	(始め 件) (内訳別紙のとおり)					47	カメラ・ビデオカメラ				
<電気・ガス機器>						<その他>					
20	冷蔵庫					48	ピアノ・エレクトーン				
21	洗濯機・掃除機					49	仏壇・神棚				
22	電子レンジ・オーブン					50	食器類				
23	食器洗乾燥機					51					
24	照明器具					52					
25	風呂釜・給湯器・ガスレンジ					53					
26	ミシン					54					
27						55	その他				
28							(始め 件) (内訳別紙のとおり)				
29						合 計				①	②
30	その他					罹災率 (② / ①)				%	
	(始め 件) (内訳別紙のとおり)					※少数点以下切捨て					

※ 罹災率は人事課で記入します。

家財の損害の程度について、上記の判定票のとおり申し立ていたします。

令和 年 月 日

住 所

文部科学省共済組合広島大学支部長 殿

申 立 者

氏 名

印

(裏面)

【記入上の注意】

※ 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいい、原則として住居内にあるものに限られる。

① 家財に含まれるもの

衣服, 寝具, 食器, 食品, 燃料, 家具, 調度品, 書画骨董品等

② 家財に含まれないもの

山林・宅地・田畑・貸家等の不動産, 現金, 預貯金通帳, 有価証券等

※ 車両は家財に含まないが、通勤方法が自動車・バイク・自転車等で、震災で損害があった場合は家財に含めることができる。

※ 数量が複数の場合は、備考欄か別紙にて内訳を明示すること。

※ 「損害額」の換価基準は以下のとおり。

① 完全に使用不能・破損した家財

当該家財の当初取得価額をもって損害額とする。

$$\text{損害額} = \text{当初取得価額}$$

② 修理可能な家財

修理費用を持って損害額とする。

$$\text{損害額} = \text{修理費用}$$

